

画面デザインの保護における検討項目

現行の画面デザイン保護における検討項目

①物品との一体性要件

物品の内部に予め記録された画像のみが保護の対象となり、物品とは独立して創作・販売されるソフトウェア等の画像、ネットワークを介して伝送される画像等は保護対象外。
 画像は単体では保護の対象とはならず、物品の部分として保護されるため、同じ画面デザインであっても異なる物品に適用した場合には異なる意匠として扱われることとなり、物品毎に個別に出願・権利化することが必要となる

②機能・操作要件

現行の意匠制度で保護される画面デザインは、「表示画像(その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像)」又は「操作画像(物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)」に限られ、電子計算機に表示される画像・ゲーム画像・装飾のみを目的とした画像は保護対象外。

① 物品	② 機能・操作	OSの画像	ソフトウェアの画像	ゲームソフトの画像	ウェブページ画像	壁紙画像	留意事項
		OSの画像	ソフトウェアの画像	ゲームソフトの画像	ウェブページ画像	壁紙画像	
物品の部分として保護	現状 日本	×	×	×	×	×	・上位概念での物品指定を可能とするか ・複数物品指定を可能とするか ・製品購入後に利用者がプログラムをインストール等することにより結果的に登録意匠を構成する場合において、該プログラムを生産、譲渡等する行為が間接侵害にあたるのか
	機能・操作要件を一部緩和した場合 既に機能を発揮している状態の操作画像も保護対象に	 ※2 意匠に係る物品「電子計算機」	 ※2 意匠に係る物品「電子計算機」	 ※2 意匠に係る物品「ゲーム機」	△ ※2	×	
	機能・操作要件を撤廃した場合	 ※2 意匠に係る物品「電子計算機」	 ※2 意匠に係る物品「電子計算機」	 ※2 意匠に係る物品「ゲーム機」	△ ※2	 ※2 意匠に係る物品「電子計算機」	
	韓国 (部分的無審査※1) 保護対象「物品(中略)の形状・模様・色彩(略)」 表示機に表示された画像であれば、物品の部分として保護される。法改正後はGUIやアイコンが物品として保護対象に追加予定。(2011年12月国会審議中)	 意匠に係る物品「画像デザインが表示されたコンピューター モニター」 3005677460000	 意匠に係る物品「画像デザインが表示されたコンピューター モニター」 3005460240000	 意匠に係る物品「画像デザインが表示されたデジタルテレビ」 3006044380000	 意匠に係る物品「画像デザインが表示されたコンピューター モニター」 3005445010000	 意匠に係る物品「画像デザインが表示されたコンピューター モニター」 3005603730000	
	米国 保護対象「製造物品のための(中略)装飾的意匠」 物品に応用されるという要件が満たされる限り、あらゆる機器の表示部に表示される画像のデザインが意匠保護の対象となっている。	 タイトル「コンピューターディスプレイのためのユーザー・インターフェース」 D626,142	 タイトル「表示画面又はその一部のためのグラフィカル・ユーザー・インターフェース」 D639,823	 タイトル「表示画面のためのユーザー・インターフェース」 D627,363	 タイトル「通信端末の表示画面のためのグラフィカル・ユーザー・インターフェース」 D599,372	 タイトル「表示画面のためのカラー画像」 D624,087	
	新たな機能・操作要件を設けた場合 「表示画像」: 何らかの機能を果たすために必要な表示を行う画像 「操作画像」: 何らかの操作の用に供される画像	 意匠に係る物品「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」	 意匠に係る物品「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」	 意匠に係る物品「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」	 意匠に係る物品「ウェブページ画像」	×	
画面デザイン自体を物品とみなす	機能・操作要件を撤廃した場合	 意匠に係る物品「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」	 意匠に係る物品「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」	 意匠に係る物品「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」	 意匠に係る物品「ウェブページ画像」	 意匠に係る物品「壁紙画像」	・いかなる物品に表示された場合にも権利が及ぶこととなる点の影響 ・どのような行為が登録意匠の実施にあたるのか
	欧州 (無審査) 保護対象「製品の全体又は一部の外観」 GUI及びアイコンが製品として保護されている。	 製品名「表示画面又はその部分のためのグラフィカル・ユーザー・インターフェース」 1227201-0043	 製品名「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」 429113-0012	 製品名「ビデオコンピューターゲームソフトウェア」等 740774-0001	 製品名「Webデザインの抽出物」 616974-0001	 製品名「動く画像の付された表示画面の部分」 217997-0006	

※1 審査官によるサーチを行わない部分的な無審査。 ※2 流通後に追加される画像については、流通時における物品との一体性を要件としなければ、米国と同様の保護が可能となる。(携帯電話や携帯情報端末機等に製品購入後に追加される画像についても同様。) ※3 アイコン自体の保護については、部分意匠の考え方についても合わせて検討する必要がある。